

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 文 政 局  
書 庫 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

規 則	告 示	ページ
○森林法施行細則の一部を改正する規則…………… (森林計画課)		55
	○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農業施設管理課)	55
	○土地改良区連合の役員の退任の届出…………… (農業施設管理課)	55
	○道営土地改良事業計画の決定…………… (農業施設管理課)	55
	○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	56
	○知事権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	56
	○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (維持管理防災課)	56
	○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (維持管理防災課)	57
	○土砂災害警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	57
<b>総合振興局告示及び振興局告示</b>		
	○特定調達契約に係る入札の公告 (2件)……………	57
<b>道教育庁教育局告示</b>		
	○特定調達契約に係る入札の公告 (2件)……………	60

## 規 則

森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年2月21日  
北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第5号

森林法施行細則の一部を改正する規則  
森林法施行細則(平成25年北海道規則第10号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中「第4条」を「第4条第1号」に改め、同条第2項中「第4条第1号」を「第4条第2号」に改め、同項第7号中「施工程」の次に「(仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記載すること。)」を加え、同項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。  
(9) 防災施設(擁壁、堰堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池その他災害防止のため

の施設をいう。以下同じ。)の維持管理の方法(開発完了後の維持管理の方法についても記載すること。)

第2条第3項第5号中「(擁壁、堰堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調整池その他災害防止のための施設をいう。以下同じ。)」を削り、「計算書」の次に「(仮設の施設を設置する場合は、その内容についてもこれらの図書に記載すること。)」を加え、同条第4項中「(位置図及び区域図を除く。)」を削り、「若しくは書類(」の次に「位置図、区域図及び」を加える。

第3条第1項第2号中「区域(」を「区域(太陽光発電設備の設置を目的とする行為に係るものにあつては当該行為に係る土地の面積が新たに0.5ヘクタールを超えて増加する場合には、その他の行為に係るものにあつては当該行為に係る土地の面積が)」に、「以上」を「を超えて」に改める。

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 告 示

### 北海道告示第96号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、旭川土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があつた。

令和5年2月21日

北海道知事 鈴木直道

退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所  
令和5.1.31 理 事 稲 留 豊 樹 旭川市西神楽1線11号198番地の1

### 北海道告示第97号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、美瑛川地区土地改良区連合から、次のとおり役員の退任の届出があつた。

令和5年2月21日

北海道知事 鈴木直道

退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所  
令和5.1.31 理 事 稲 留 豊 樹 旭川市西神楽1線11号198番地の1

### 北海道告示第98号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、令和5年2月22日から20日間、一般の縦覧に供する。  
なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年2月21日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	縦覧場所
東納内3	農業用排水施設、区画整理	北海道空知総合振興局
暁第3	区画整理	同
平取貫気別	農業用排水施設、区画整理	北海道日高振興局
東泊津	農業用道路	同
鷹栖南日の出	農業用排水施設、区画整理	北海道上川総合振興局
美瑛旭第1	同	同
麓郷	同	同
なかふ旭中	区画整理	同

### 北海道告示第99号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和5年2月22日から20日間、一般の縦覧に供する。  
なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年2月21日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	縦覧場所
滝野	農業用排水施設、区画整理	北海道檜山振興局
訓子府中央	農業用排水施設、区画整理、客土、暗渠排水	北海道オホーツク総合振興局

### 北海道告示第100号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指

定する予定である。

令和5年2月21日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 伊達市喜門別町107地先・109地先・104・105・107・108の1・111の1（以上2筆地先5筆について次の図に示す部分に限る。）、109、112
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月21日

北海道知事 鈴木直道

1 道路の種類	道路					
2 道路の路線名、縦覧場所及び区域						
路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
網走川湯線	網走市字稲富466番1地先から		前	29.36mから	35.94m	—
北海道オホーツク総合振興局	同市字稲富466番1地先まで			35.67mまで		
網走建設管理部			後	31.32mから	35.94m	—
				38.08mまで		
小清水女満別線	網走市字浦士別364番2地先から		前	22.66mから	22.56m	—
北海道オホーツク総合振興局	同市字浦士別364番2地先まで			24.72mまで		
網走建設管理部			後	24.63mから	22.56m	—
				26.38mまで		

網走市字浦士別363番7地先から 同市字浦士別335番7地先まで	前	30.87mから 61.06mまで	104.64m	—
	後	30.87mから 62.32mまで	104.64m	—

### 北海道告示第102号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び留萌振興局留萌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和5年2月21日

北海道知事 鈴木直道

留萌港町2丁目地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号とを結んだ線によって囲まれた区域

市	大字	地番	標柱番号
留萌市	瀬越町	50番地先道路敷	1
同	港町1丁目	37番地先無番地	2
同	同	39番2地先道路敷	3
同	港町2丁目	62番3	4
同	同	63番	5
同	同	64番地先道路敷	6
同	瀬越町	99番地先無番地	7
同	同	68番1	8
同	同	65番1	9

### 北海道告示第103号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和5年2月21日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
鳩内の沢川（Ⅱ-34-0370）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
沙流郡日高町字広富（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
広富三の沢川（Ⅱ-34-0380）
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
沙流郡日高町字広富（次の図のとおり）
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
クッタリ二の沢川（Ⅱ-34-0390）
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
沙流郡日高町字広富（次の図のとおり）
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
クッタリーの沢川（Ⅱ-34-0400）
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
沙流郡日高町字広富（次の図のとおり）
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
広富学校沢川（Ⅰ-34-0410）
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
沙流郡日高町字広富（次の図のとおり）
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

### 総合振興局告示及び振興局告示

#### 北海道渡島総合振興局告示第24号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年2月21日

北海道渡島総合振興局長 田 中 仁

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
乗用自動車の賃貸借（保健環境部環境生活課） 一式（1月当たりの単価） 1台分
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和5年12月1日から令和10年11月30日まで  
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
  - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
  - (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。  
ア 申請の時期 令和5年2月21日（火）から同年3月9日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで  
イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。  
なお、電子メール（アドレス：oshima.somu20@pref.

hokkaido.lg.jp）により申請書等を提出する場合の添付ファイルの形式は、PDF、Word又はExcelとすること。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号  
北海道渡島総合振興局総務課需品係

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階402号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課需品係）
- (2) 入札日時 令和5年3月24日（金）午前11時（送付による場合は、同月22日（水）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告  
令和4年6月10日付け北海道渡島総合振興局告示第83号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ（[https://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/juhin\\_nyusatu.html](https://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/juhin_nyusatu.html)）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

## 11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道渡島総合振興局総務課需品係
- (2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電話番号 0138-47-9416

## 12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Car 1 set
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., March 24, 2023  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 22, 2023)
- C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan  
Phone : 0138-47-9416

## 北海道釧路総合振興局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年2月21日

北海道釧路総合振興局長 菅原裕之

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
北海道土木工事設計積算システム端末機器（ノート型パーソナルコンピュータ）の賃貸借（1月当たりの単価） 50台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和5年7月1日から令和11年6月30日まで  
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除できる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 入札説明書による。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たす製品の供給が可能であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和5年2月21日（火）から同年3月15日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号  
北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

### 4 契約条項を示す場所

北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課

### 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部3階大会議室（送付による場合は、郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課）
- (2) 入札日時 令和5年4月3日（月）午後1時30分（送付による場合は、同年3月31日（金）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

### 7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1) 名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 150台分  
(2) 予定時期 令和5年4月頃(入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。)

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。  
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、北海道釧路総合振興局釧路建設管理部のホームページ(<https://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/kk/kkk/index.html>)においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課  
(2) 所在地 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号  
(3) 電話番号 0154-23-6115

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of 50 sets of laptop computers used to estimate costs of public works which will be undertaken in Hokkaido  
B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., April 3, 2023  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 31, 2023)  
C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Kushiro Department of Public Works Management, Kushiro General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Futaba-cho 6-10, Kushiro, Hokkaido 085-0006 Japan  
Phone : 0154-23-6115

## 道教育庁教育局告示

### 北海道教育庁石狩教育局告示第47号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和5年2月21日

北海道教育庁石狩教育局長 田中賢一

#### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

- ア 校舎等清掃業務(A地区) 一式  
イ 校舎等清掃業務(B地区) 一式  
ウ 校舎等清掃業務(C地区) 一式  
エ 校舎等清掃業務(D地区) 一式  
オ 校舎等清掃業務(E地区) 一式  
カ 校舎等清掃業務(F地区) 一式

アからカまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和5年4月13日から令和6年3月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち庁舎等清掃の資格を有すること。  
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。  
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。  
(4) 令和3年度又は令和4年度において、本契約と種類を同じくする通年契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であり、4に定める一般競争入札参加資格の審査申請日において契約期間中であるものについては、当該申請日の時点で契約不履行又は契約違反がないものであること。  
(5) 他にこの入札に参加しようとする者との間に、資本関係又は人的関係がないこと。

#### 3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

#### 4 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和5年2月21日（火）から同年3月15日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日は午後3時）まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目  
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 5 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

#### 6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階第3研修室  
（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和5年4月3日（月）午前10時30分（送付による場合は、同年3月31日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 7 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 5に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。

#### 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

#### 10 最低価格の入札者を落札者とししない場合

この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行

われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

#### 11 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

#### 12 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目

(3) 電話番号 011-204-5872

#### 13 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

a Cleaning of the premises at schools for special needs (A zone)

b Cleaning of the premises at schools for special needs (B zone)

c Cleaning of the premises at schools for special needs (C zone)

d Cleaning of the premises at schools for special needs (D zone)

e Cleaning of the premises at schools for special needs (E zone)

f Cleaning of the premises at schools for special needs (F zone)

B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., April 3, 2023

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 31, 2023)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan

Phone : 011-204-5872

#### 北海道教育庁石狩教育局告示第48号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年2月21日

北海道教育庁石狩教育局長 田中賢一

#### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア 大型提示装置1 一式 51台分  
 イ 大型提示装置2 一式 42台分  
 ウ 大型提示装置3 一式 27台分  
 エ 大型提示装置4 一式 40台分  
 オ 大型提示装置5 一式 15台分
- アからオまでについては、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和5年3月29日(水)
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
 次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和5年2月21日(火)から同年3月3日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目  
 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階第3研修室  
 (送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室)
- (2) 入札日時 令和5年3月7日(火)午前10時(送付による場合は、同月6日(月)午後4時までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金  
 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
 なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ(<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>)においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合  
 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他  
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。  
 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
- (3) 電話番号 011-204-5872
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
- a Large Presentation Device 1 51 sets  
 b Large Presentation Device 2 42 sets  
 c Large Presentation Device 3 27 sets  
 d Large Presentation Device 4 40 sets  
 e Large Presentation Device 5 15 sets

- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 7, 2023  
(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., March 6, 2023)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District  
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku,  
Sapporo 060-8549 Japan  
Phone : 011-204-5872
-